

松崎町業務継続計画 (BCP)

平成26年3月

目 次

1	目的と方針	
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画の効果	2
	(3) 方針	3
	(4) 決定権限者及び計画の指揮命令系統	4
	(5) 計画の発動と集結	4
2	被害想定	
	【地震】	
	想定条件	6
	インフラ復旧状況	6
	町内の被害状況	6
	庁舎の被害予測	8
	【風水害】記載なし	
3	非常時優先業務	
	(1) 非常時優先業務の考え方	10
	(2) 非常時優先業務の選定及び優先基準	10
	(3) 非常時優先業務の選定結果	11
	(4) 非常時優先業務の実施	12
4	非常時優先業務実施のための職員体制	
	(1) 職員の勤務体制に対する考え方	
	①職員の健康管理	13
	②職員の弾力的な配備の考え方	13
	③応援体制について	13
	(2) 班長等不在の場合の意思決定権限	13
	(3) 職員の参集体制	14
	(4) 参集状況予測	15
	(5) 安否確認と参集可否の確認	15
5	非常時優先業務実施に係る執行環境	
	(1) 庁舎各種情報システムの維持・復旧	16

- (2) 庁舎内環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 通信手段の確保と情報収集及び共有化・・・・ 16
- (4) 職員の非常用食料、飲料水等の確保・・・・ 17
- (5) 資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (6) 電力・燃料の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (7) 協定等による調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

6 今後の取組

- (1) 計画の見直し・更新の仕組み・・・・・・・・・・ 19
- (2) 訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 各班のマニュアル整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1 目的と方針

(1) 計画の目的

町は、地震等の大規模災害発生時に町民の安心・安全な生活を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑える責務がある。しかし、大規模災害時には、行政も被災し、人員や物資・ライフライン等にもその影響は大きいものと予想される。このような状況下では、平常時の職員での前提の通常業務を行うことは難しく、さらに、災害時の応急業務が増えることが見込まれる。

このようなことから町は、大規模災害時において優先すべき非常時優先業務を事前に選定し、迅速・的確に優先業務を執行出来るようにしなければならない。そのためには、先の業務を執行するうえでの妨げとなる障害や課題についても明らかにし、改善しておくことが求められる。

人的資源等が限られた状況下においても、行政機能、行政活動を維持するために、事前に対応や方針、手段を定める業務継続計画を策定し、町民の生命財産、生活を守ることを目指す。

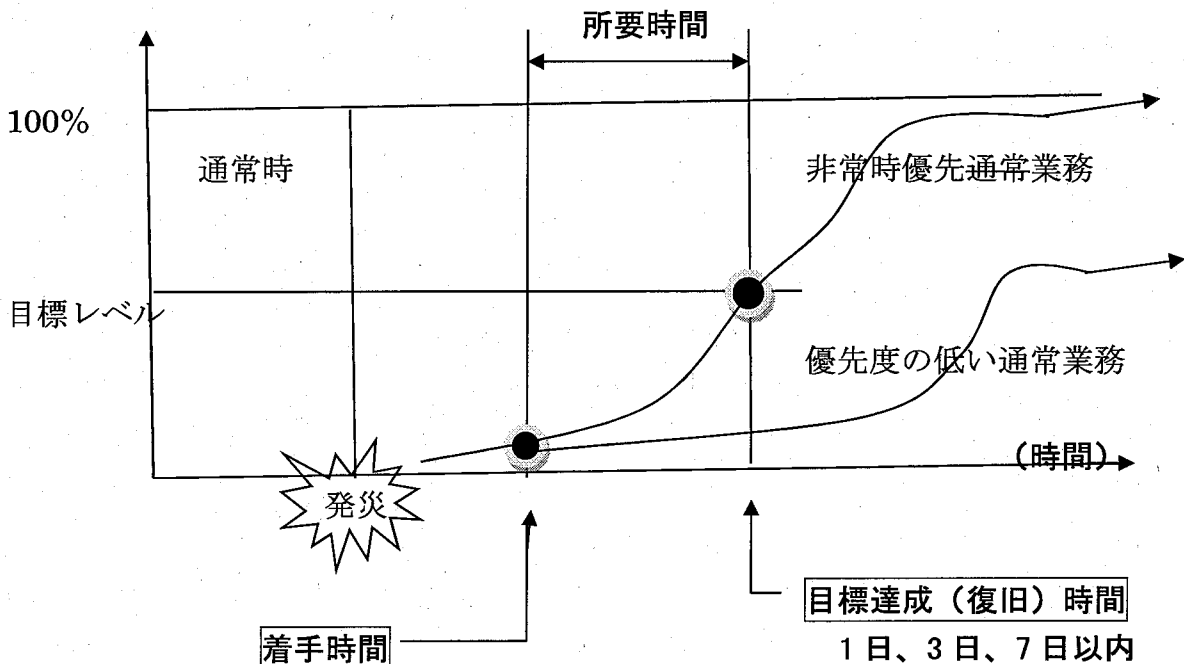
(2) 計画の効果

事前に非常時優先業務を選定することで、発災直後から応急対策業務に迅速に取り組むことや、通常業務においても行政サービスの質の低下を最小限にとどめることが可能となる。

また、大規模災害が発生した場合、庁舎でも様々な障害が発生し、通常業務も一旦中断する可能性がある。業務継続計画を策定していない場合、通常業務の中から、どの業務を継続するのかなどの判断をその場で行うこととなり、さらには、応急対策的に行う業務も増大し、業務効率の低下に伴い行政サービスの低下を招くことになる。

業務継続計画を策定することによって、非常時にすべき業務が明確となり、発災直後から応急対策業務に素早く取り掛かることが可能となる。さらに、中断せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務体制を迅速に整えることが可能となり、低下する行政サービスの質を効率よく回復することが見込まれる。

業務継続のイメージ (非常時優先業務)
(業務水準)



(3) 方針

南海トラフ巨大地震及び駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震や河川の氾濫など、町民及び町の社会経済活動に多大な被害を及ぼす恐れのある災害に対し、町が大規模災害時にその機能を継続するため、次の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や人的資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し実施する。

基本方針

- ①大規模災害から町民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ②町民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- ③業務継続のために必要な態勢（体制）をとり、必要な資源を最大限有効に活用する

業務継続のために必要な態勢として、下記の対応方針に基づき、非常時優先業務を実施する。

対応方針

- ①大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先する。とりわけ、災害応急対策業務は最優先で行う。
- ②非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ③非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指す。

(4) 決定権限者及び計画の指揮命令系統

原則として、「松崎町災害対策本部運営要領」の定めるところにより、災害対応業務を行うこととするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明であっても、迅速・適切に意思決定をするため、あらかじめ下記のとおり事案決定代行の順序を定める。

決定権限順位

松崎町災害対策本部機構 決定権限	災害対策本部長の職務代理者の順序（災害対策本部組織順位を優先、3位以下は当計画による。）	第1順位 副町長 第2順位 総務課長兼防災監 第3順位 企画観光課長 第4順位 産業建設課長 第5順位 窓口税務課長
	各対策班長の職務権限の代理行使の順位（当計画による順位）	第1順位 補佐 第2順位 係長 第3順位 主任主査 （複数の場合は、年長者を優先するが、あらかじめ優先順位を決めておく。）

(5) 計画の発動と集結

発動基準

本計画は、以下の災害の事象によって発動する。

地震

震度6弱以上

町内に震度6弱以上の地震が発生したとき、本計画を自動発動する。

震度5強以下

町内に震度5強以下の地震が発生したときは、被害状況に応じ、災害対策本部長の宣言によって、本計画を発動する。

風水害

災害対策本部配備基準の救助体制を配備したとき、被害の状況に応じて、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

その他

災害対策本部長が必要と認めたとき、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

計画の終結

災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めた時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続体制を解除する。

2 被害想定

【地震】

当町に災害を及ぼすと思われる地震は、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震が想定される。発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらすあらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2の地震について、静岡県では第4次地震被害想定として、県内各市町の被害状況等を公表している。

今回の被害想定は、静岡県の第4次地震被害想定に基づき、当町に関する被害等の概要を次のとおりまとめる。

(※被害の大きく見込まれるレベル2)

想定条件

震源域：駿河湾から熊野灘沖に至る駿河トラフ・南海トラフ
(南海トラフ巨大地震)

地震の規模：マグニチュード9程度

想定条件：時間帯及び条件

想定時間帯	条件
冬の夕方	早期避難率低・予知なし

インフラ復旧状況

項目	想定する状況	付記
電力	1週間停止	
電話	携帯：2週間通信不可	固定：1ヶ月通信不可
水道	2週間断水	
道路	1ヶ月幹線道路通行不可	136号、414号

町内の被害状況

項目	被害想定
地震動	町内における最悪のケースである東側を震源域とした場合の地震動は、一部地域で震度6強、約67k m ² で震度6弱、残りの約13k m ² で震度5強となると予測されている。
液状化	町の中心部が河口敷きに位置しており、液状化の恐れがある。

建物被害	建物の被害は全部で1,700戸が予想される。液状化、山崖崩れ等による倒壊もあるが、当町では津波による建物全壊が約1,300戸と圧倒的に多く予想されている。	
火災発生	津波被害が主なことから、火災による建物被害はほとんど発生しない予測である。	
ライフライン	ライフラインの機能支障は、半島の先端に位置する当町では致命的となる恐れがある。南海トラフを震源域とした場合、被害が広域化することから、復旧に時間を要し、長期化することが予測される。	
人的被害	津波による被害	大きな被害が予測されるレベル2の巨大地震では、最大津波高が16mに達することが予測されており、町内の1.8k㎡が浸水し、この大部分が市街地となっている。既存の堤防等の防御効果等を予測した中で3,100人の死者が予測されている。 (静岡県第4次地震被害想定より)
	ブロック塀倒壊による被害	ブロック塀の倒壊による直接的な人的被害は想定されていないが、津波避難時に倒壊したブロック塀が避難の妨げになる恐れがある。
	屋外落下物による被害	県に被害想定における人的被害は存在しないが、過去の伊豆沖地震等の瓦の落下、壁の倒壊などで人が発生した事例もあることから、古い木造建築物で、死傷者が発生する危険性はある。
	長期的な被害	大規模地震が発生した場合には、震災直後の死傷だけでなく、その後の罹病や病状の悪化等で多くの人的被害が発生する可能性がある。また、避難所でのプライバシー欠如によるストレス、肉親を失ったことのショックや財産を失ったことによるショックや、将来の生活設計などの不安による心的外傷後ストレス障害(PTSD)になるケースがこれまでの事例にも多くあることから、同様な精神的な障害の発生する可能性は高い。
	イベント等における被害	地震災害では、揺れている間は人々が一斉に行動を起こすような事態は考え難いが、揺れが収まった後に火災の拡大や停電等複合的な被害の危険性を感じ、不安を増長するような状況が発生した場合、混

		乱が生ずる危険性がある。
	帰宅困難者	大規模地震が発生し、道路網が破壊された場合、当町では観光客にとって車が主要な移動手段となっているため、観光客の滞留が予測される。

庁舎の被害予測

庁舎は、昭和 54 年度に建設され、平成 16 年度に耐震補強を施し、静岡県独自の上乘せ耐震基準を満たしている。また、隣接する農村環境改善センターは昭和 60 年度に、生涯学習センターは平成 8 年度に建てられ、いずれも耐震基準を満たしている。しかし、海拔 2.0m で、レベル 2 の地震が発生した場合の周辺での津波による最大浸水深は 4.5m であり、最大時では、庁舎 2 階部分の事務所機能は全て失うことになる。

また、ピロティ階や、地上部に空調機器が設置されており、冷暖房機能も失うことになる。さらに、水道も本管等が地震動による被害が予測されることから、屋上に設置されている給水タンクのみしか使用できないと予測される。

その他にも、事務機器等の散乱も予測されることから、庁舎訪問者を含めて負傷者が出る可能性もある。

被災時の庁内インフラの想定

庁内インフラ	発災後の発生し得る状況
電気	停電する。自家発電（H26 年 7 月完成予定）に切り替わる。 利用可能エリア（役場庁舎、環境センター 2F、生涯学習センター 3F サーバルーム及び 4F）
水道	水供給の停止によって断水 水洗トイレが使用できない。 飲料水が無くなる。
通信	防災行政無線、衛星携帯電話等の活用 災害時優先電話は 2 回線あるが断線により使用不可
ガス	LP ガスであるが、屋外に設置してあるガスボンベが津波で流出して使用出来ない。
消防用設備	防火扉は作動する。被災によって使えない消火栓や消火設備がある可能性

【参考】

庁舎構造

庁舎名	構造	規模	延床面積 (㎡)	建築年	耐震 性能
庁舎	鉄筋コンクリート造 (RC) 鉄骨造 (S)	4階建て (1° 1階含む) 4階部分増築	2,436.50	S54	I b
環境改善 センター	鉄筋コンクリート造 (RC)	3階建て (1° 1階含む)	2,733.05	S60	I a
生涯学習 センター	鉄筋コンクリート造 (RC)	4階建て	1,891.00	H8	I a

庁舎の非常用電源設備（平成26年7月完成予定）

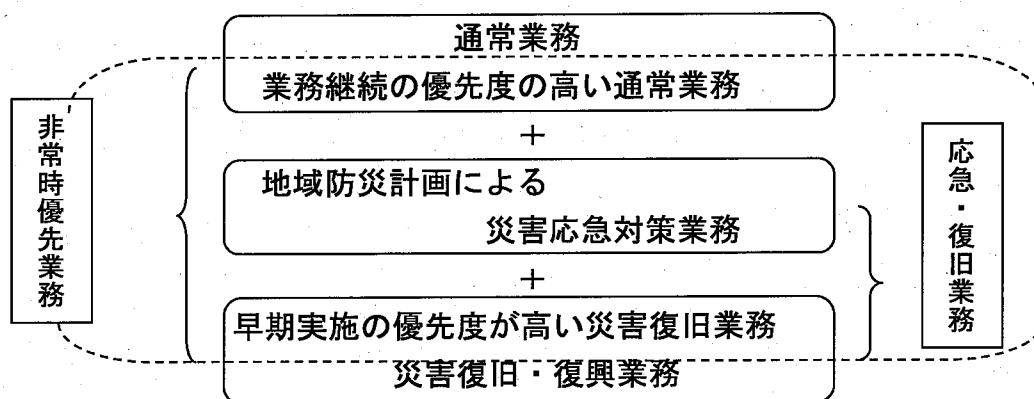
種別	ディーゼル発電装置 1基
容量	200V、130KVA
燃料タンク	屋外地上タンク 軽油 950ℓ
稼働時間	最大容量で約28時間以上稼働 立ち上がり時間：約40秒以内
設置場所	庁舎併設専用架台3階部分（海拔10.3m）
電気使用可能区域	（停電時に自動で稼働） 役場庁舎 環境センター2F 生涯学習センター3Fサーバールーム及び4F

3 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の考え方

本計画で定める非常時優先業務とは、業務継続体制を検討するに当たって、大規模な災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、応急・復旧業務と業務継続の優先度の高い通常業務をあわせたものである。

非常時優先業務の概念図



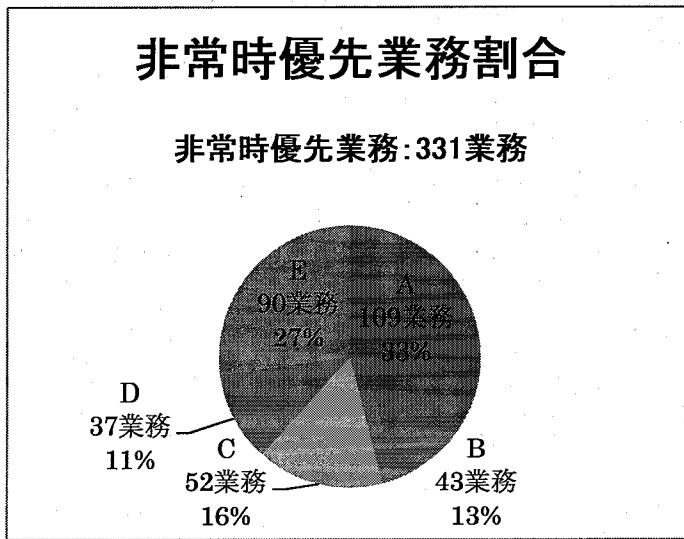
(2) 非常時優先業務の選定及び優先基準

優先度	選 定 基 準
A	発災後24時間以内に業務に着手しないと、町民の生命、生活及び財産の保護、町内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、優先的に取り組むべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、町民の生命、生活及び財産の保護、町内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に取り組むべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、町民の生命、生活及び財産の保護、町内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、取り組むべき業務
D	発災後2週間以内に業務に着手しないと、町民の生活及び財産の保護、町内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、取り組むべき業務
E	発災後2週間を超え1か月以内程度に発生する主に復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度の高いもの。

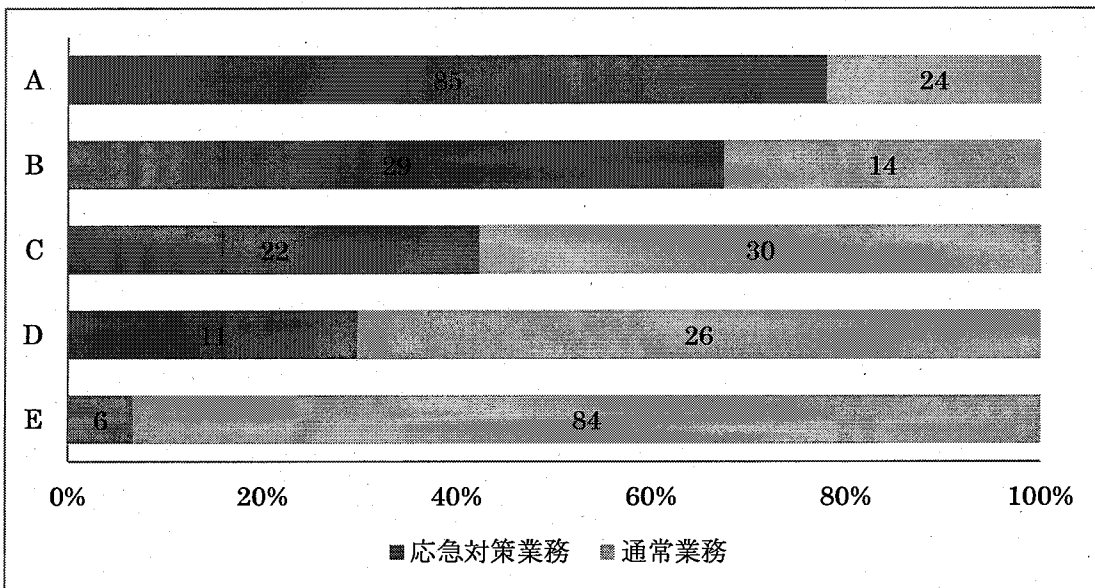
(3) 非常時優先業務の選定結果

庁内の各班で調査し、非常時優先業務を選定した。それぞれの班が地域防災計画に記載のある応急対策業務と、災害時も中断することの出来ない通常業務を抽出し、業務の効果を果たすために着手すべき時間帯ごとに優先度を付けた。その結果、松崎町の非常時優先業務は331業務であった。制約のある条件の中でも、これらの業務が確実に立ち上げられ、執行できるよう各班で計画を策定する。

なお、複数の班で協力して一つの業務として遂行する場合は、主たる対策班の1業務とした。



非常時優先業務中の応急対策業務と通常業務の割合 (単位: 業務)



(4) 非常時優先業務の実施

各課は、業務継続計画の発動に基づき、非常時優先業務を遂行する。

庁舎が使用できない場合は、回復に要する時間を考慮したうえで、回復を待つか、代替施設で業務を実施するか検討する。

なお、発動に際しては、優先順位の高い業務をリスト化し、町民に広く周知する。災害発生時、順位の低い業務は一時的に停止することなどについて理解を求める。このことによって、災害発生時の来庁者数を抑え、職員が各業務に集中できる環境をつくる。

4 非常時優先業務実施のための職員体制

(1) 職員の勤務体制に関する考え方

①職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は、長時間の勤務も想定されるため、睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面について負担が通常以上にかかることから、災害対策本部の指示に沿って、勤務の交代も適宜行うように心掛ける。

また、直近の大規模災害の例を踏まえ、職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理についても、チェックリストなどを活用し、本人を含む周囲の者が相互に健康のチェックを行うこととする。併せて、家族との連絡にも配慮する。

②職員の弾力的な配備の考え方

災害対策班ごとに対策業務が定められているが、災害対策本部の規模や人員は被災規模や状況によって変化する。職員の応援や人員配置については、非常時優先業務を見極めたうえで、適切に行わなければならない。

また、災害に対する業務は長期間にわたり、継続的に行政サービスを実施することが想定されるため、限られた職員の中で、配備を交替するなどして業務を実施する必要がある。

③応援体制について

ア 災害対策業務に必要な人員が確保できない場合は、災害対策本部内で応援職員の配置を行う。

イ 災害対策業務に必要な人員の確保・配置は、必要に応じて全庁横断的な調整を行う。

ウ 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、当該対策班の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援も考慮する。

エ 災害対策業務のうち長期間に及ぶ業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できるよう検討する。

オ 災害対策業務の内容、状況によっては、他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を行うこともあり得るため、他自治体や関係団体、ボランティアとの協力体制は、あらかじめ応援を受ける業務所管課で受け入れ時の対応を明確化する。

(2) 班長等不在の場合の意思決定権限

職員の参集率の低い発災直後の初動期において、組織内の業務が円

滑に進むよう指揮命令系統が確立されていることが重要である。そのため、各班においては、班長等が不在の場合にも、次の考え方のもと、適切に意思決定ができる体制を確保する。

・班長等の委任権限の順序を事前に定め、意思決定権者と連絡の取れない場合には、あらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されたものとする。

(3) 職員の参集体制

ア 配備体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生の情報を知った時は、直ちに参集場所に集合する。

ただし、職員の家族が負傷し治療が必要な場合など、参集が困難な場合は、所属する班に報告のうえ、参集を阻害する要因がなくなりしだい参集する。

イ 参集方法

職員の参集に当たっては、通常の通勤方法又は通勤手段によるものとするが、これによりがたい場合は、短時間かつ安全な方法により参集する。

参集にあつては、参集途中の被害状況を確認しながら移動し、配備後、所属する班に報告する。各班は、体制の立ち上げ作業と同時に、参集した職員から集まった町内の情報を災害対策本部に報告する。

ウ 参集場所

役場への参集を原則とするが、津波警報・大津波警報等が発令され、津波により庁舎の浸水が想定される場合や浸水している場合は、臨時参集場所に集合する。ただし、地区指定の参集場所に集合できない場合は、いずれの参集場所でも良いこととする。

臨時参集場所

地区名	参集場所
松崎地区	松崎高校
中川地区	旧中川小学校
岩科地区	旧岩科小学校
三浦地区	旧三浦小学校

(4) 参集状況予測 (徒歩=時速3km/h)

(平成25年9月1日庁舎内職員)

時間	人数(人)	率(%)	累計人数(人)	累計率(%)
1時間以内	43	61	—	—
2時間以内	17	24	60	85
3時間以内	8	11	68	96
5時間以内	1	1	69	97
5時間以上	2	3	71	100

(5) 安否確認と参集可否の確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に行う態勢を整えるためには、参集可能な人員の把握と安否確認の情報を共有することが不可欠である。

ア 勤務時間内に発災した場合の安否確認

速やかに参集可能な職員を把握するとともに、参集した職員が安心して職務に専念できるよう家族の安否確認を行う時間を設けるよう配慮する。

イ 勤務時間外に発災した場合の安否確認

県内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員安否確認システムによりメールが自動配信されるので、職員は直ちに返信し、家族等の安否を確認後、安全を確認し決められた場所へ参集する。

5 非常時優先業務実施に係る執行環境

(1) 庁舎各種情報システムの維持・復旧

本庁舎に設置されたコンピュータ及び情報システムは各業務を支える重要なインフラである。本庁舎サーバ室については、停電時においては無停電電源装置によりサーバ類が保護され、職員体制の確立後の発動発電機による電力供給により、緊急性及び必要性の高いシステムが優先的に稼働される。庁内ネットワークについては、自家発電機稼働後から電力が供給されるため利用が可能となる。コンピュータ機器及びネットワーク機器被害確認及び再開業務を行う職員は、ネットワークの管理、復旧に係る応急対策業務の割り振りなどの確認を行う。とりわけ情報システム係においては、重要性の高いシステム類を多く所管するため、非常時優先業務の継続的な実施のため、対応の強化を検討する。

基本的な台帳閲覧・証明発行などは、電力供給後から照会・発行サーバにて対応が可能とるが、一部カバーできないものについては、定期的な紙台帳出力作業を行い安全な場所に保管する。システム復旧後は情報の保全のため、できるだけ早くシステムに入力するようにする。

(2) 庁舎内環境の整備

災害時の町内の活動空間を有効利用するため、あらかじめ必要事項について定めておく。

(3) 通信手段の確保と情報収集及び共有化

ア 通信手段の確保

防災行政無線、衛星携帯電話によって自主防災組織や避難所等町内の通信手段を確保する。しかし、防災行政無線・衛星携帯電話とも回線・所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用可否を確認し、災害対策本部に連絡する。

イ FUJISANシステム

県への被害情報や支援要請等の連絡は、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISANシステム）を通じて情報交換することとなっている。通常時利用は有線によるインターネット回線で接続しているが、大規模災害に備えた回線強化のため平成25年度に携帯電話回線及び衛星携帯電話回線を整備する。

ウ 情報収集

町内の被害状況や震度、雨量、河川水位などの情報は国・県・気象庁などの情報を最大限利用し情報収集する。（FUJISANシステム、サ

イポス)

エ 情報の共有

発災直後から、被害情報や避難情報等については、災害対策本部を通して災害情報の共有化を図る。

オ 情報の発信

町内の被害状況に関する情報や非難に関する情報の発信は、住民の安全の確保や避難行動への誘導などの面で極めて重要である。そのため、情報発信には、防災行政無線、J-ALERT、住民情報発信システムなどを用いて多角的に情報発信を行う。

また、町ホームページ上で情報更新が随時できるよう万全を期すとともに、東日本大震災などで注目を集めたソーシャルネットワーキングサービス(SNS)による情報発信についても今後検討していく。

(4) 職員の非常用食料、飲料水等の確保

非常時優先業務を執行する間に、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品を備蓄していく。備蓄する非常用食料は7日間を目安とし、被害状況によっては長期化も想定されるので、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。また、平常時から個人レベルで非常用食料、飲料水等を備蓄するなど個人備蓄も推奨する。

特に、持病薬等個人事情により、必要なものは職員自ら備蓄しておくように啓発する。

(5) 資機材等の確保

発災時に非常時優先業務を継続するうえで、不可欠な資機材や用品等の確保に努める。さらに、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確保する。

必要不可欠な資機材や用品とその保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努める。また、定期的な棚卸し等により備蓄状況を把握する。

(6) 電力・燃料の確保

庁舎は防災上重要な拠点であることから、地震等による停電に備え、電気が復旧するまでの間の応急活動に支障が生じないように、非常用発電機を整備しており、電力供給が可能である。また、庁舎内には非常用電源コンセントが執務場所に数カ所ずつ設置されているので、事前に場所を確認しておくことが必要である。

早期の電力復旧を期待するが、長期を想定し業務継続計画発動中は必要な機器、設備に限定して使用する。

庁舎の電源確保のために、非常用発電機用の軽油を備蓄、ガソリンに

についても発動発電機3台に使用するため、30リットルを備蓄しているが、迅速な燃料補給が出来るよう、提携業者との連絡態勢を構築するとともに、燃料の運搬経路が確保できるよう情報の収集に努める。(道路啓開)

(7) 協定等による調達

大規模災害においては、町の備蓄だけでは対応しきれないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達によって補完する必要がある。これらの調達を迅速に行うため、協定等の締結を推進するとともに、平時から連絡体制を確認し、協定等の実効性に努める。

6 今後の取組

(1) 計画の見直し・更新の仕組み

社会的な外部環境の変化や人事異動に伴う組織の変化、通常業務の中での新しい情報とその蓄積など、組織内部にある資源は絶えず変化している。定期的かつ継続的に計画の見直し・更新を行い、変化に対応できる体制の仕組みづくりに取り組んでいく。

見直し・更新基準

- ア 被害想定が更新されたとき
- イ 地域防災計画が更新されたとき
- ウ 事務事業などを見直しによる組織改編があったとき
- エ 小規模災害の対応の中で課題が明らかになったとき
- オ 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時

(2) 訓練の実施

職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識することを目的として、限られた資源を有効活用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順を検証するため、必要に応じて職員研修や訓練を実施する。

(3) 各班のマニュアル整備

各班における個々の事柄や担当する応急・復旧業務については、それぞれの対応を明文化しておく必要がある。これらは、先の6(1)の「計画の見直し・更新」の時期を効果的に利用して毎年、確認し整理する。

ア 点検・確認

・人的資源の点検確認（年度当初）

新しい年度ごとに、班の構成職員の参集時間の確認、意思決定順の確認、非常時優先業務の担当の割り振り、年度の訓練記録資料などにより、災害対策班の対応力の確認を行う。

・資機材の確認（随時）

非常時優先業務を遂行するために必要な資機材の備蓄状況や品質のチェック、使用しているシステムの紙出力台帳の管理を行う。

・執務環境の点検（年度末・年度当初）

非常用コンセント、通信機器など、大規模災害時の重要インフラの点検を実施する。また、執務環境内の棚などの固定状況について点検する。

イ 作業手順

業務の作業手順については、明文化し災害対策班ごとに保管する。ただし、参集の状況によっては予定した人員で作業できない可能性も想定されることから、毎年度に参集可能な人数を算出し、業務の見直しを行っていく。

ウ 課題の確認

非常時優先業務を実施するに際して、十分でない資源や課題の解決に向けて、課題等の解消状況及び新しく明らかになった課題の精査を行う。

(4) その他

施設管理をおこなっている指定管理者及び外郭団体並びに事業者等に対して、松崎町業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について事前に決めておく。

【附属資料】

非常時優先業務一覧

○災害応急対策業務

総務課

健康福祉課

産業建設課

企画観光課

窓口税務課

生活環境課

教育委員会

出納室

議会事務局

○優先度の高い通常業務

総務課

健康福祉課

産業建設課

企画観光課

窓口税務課

生活環境課

教育委員会

出納室

議会事務局